

## 消防通信指令事務協議会へのアンケート結果

協議会名称	構成団体数	①協議会を設置する際に、機関等の共同設置の可能性についても検討したか？	②①で検討した場合、協議会方式を選択した理由は何か？	③現在協議会方式により運営するに当たって、課題等はあるか？
A協議会	2市2町 (石川県)	協議会形式の他に、機関等の共同設置及び事務の委託を検討した。	当時、先行して共同処理を行っていた団体に問い合わせたところ、すべて協議会方式であったため。	協議会設置から1年半程度であり、特になし。
B協議会	3市2町 (静岡県)	協議会形式の他に、機関等の共同設置及び事務の委託を検討した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同設置における職員の身分取り扱いについては、複数の消防長の指揮下に置かれることから、役割・責任の所在等が不明確になる恐れがある。</li> <li>・事務委託方式は、指令管制業務を別の地方公共団体が行うこととなり、指揮・判断のみを他の団体に委ねることは、消防組織上なじまない。</li> </ul> 以上のことから協議会方式を選択。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管轄区域の拡大に伴い司令室員の地理情報の習得が必要。</li> <li>・指令業務の運営上、構成市町の業務を統一する必要があり、調整が必要となる。</li> <li>・経費分担が複雑となり事務量が多くなる。</li> </ul>
C協議会	3市 (愛知県)	検討した	各市の自主性、地域性を生かせるほか、消防責任の所在が明確であることから、計画早期から協議会方式を選択	特になし
D協議会	2市 (三重県)	機関等の共同設置は前例がないこと、身分の取り扱い等について検討時間が足りなかったことから、検討は具体的にしていない。協議会方式は、全国で3事例目ということで、助言を受けることができた方式であり安心感があるとともに、当時の各市の処遇について考えると、派遣元の市の身分を兼ねた方がよいと判断した。	—	補助金要綱において、補助金の対象から「協議会」が除かれているため、補助金の受け皿になれず、補助金の手続きが煩雑である。
E協議会	1市1町 (兵庫県)	検討していない	—	特になし